

伊那市立地適正化計画に伴う届出制度について

住宅や医療・福祉・商業施設

などの事業者や整備を検討している方へ

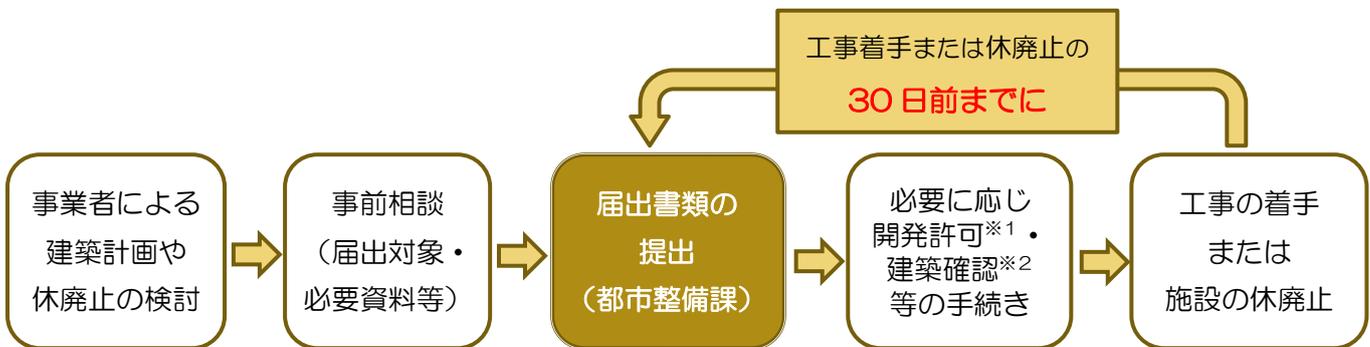
都市再生特別措置法に基づく「伊那市立地適正化計画」の公表により、

- ◆ 都市機能誘導区域外の区域における誘導施設の建築等
- ◆ 都市機能誘導区域内の区域における誘導施設の休廃止
- ◆ 居住誘導区域外の区域における一定規模の住宅の建築等

については、

工事着手または休廃止の30日前までに届出が必要です。

手続きの流れ



※1 都市計画法第29条に基づく開発許可申請を指します。

※2 建築基準法第6条に基づく建築確認申請を指します。

届出の開始日

令和4年（2022年）4月1日

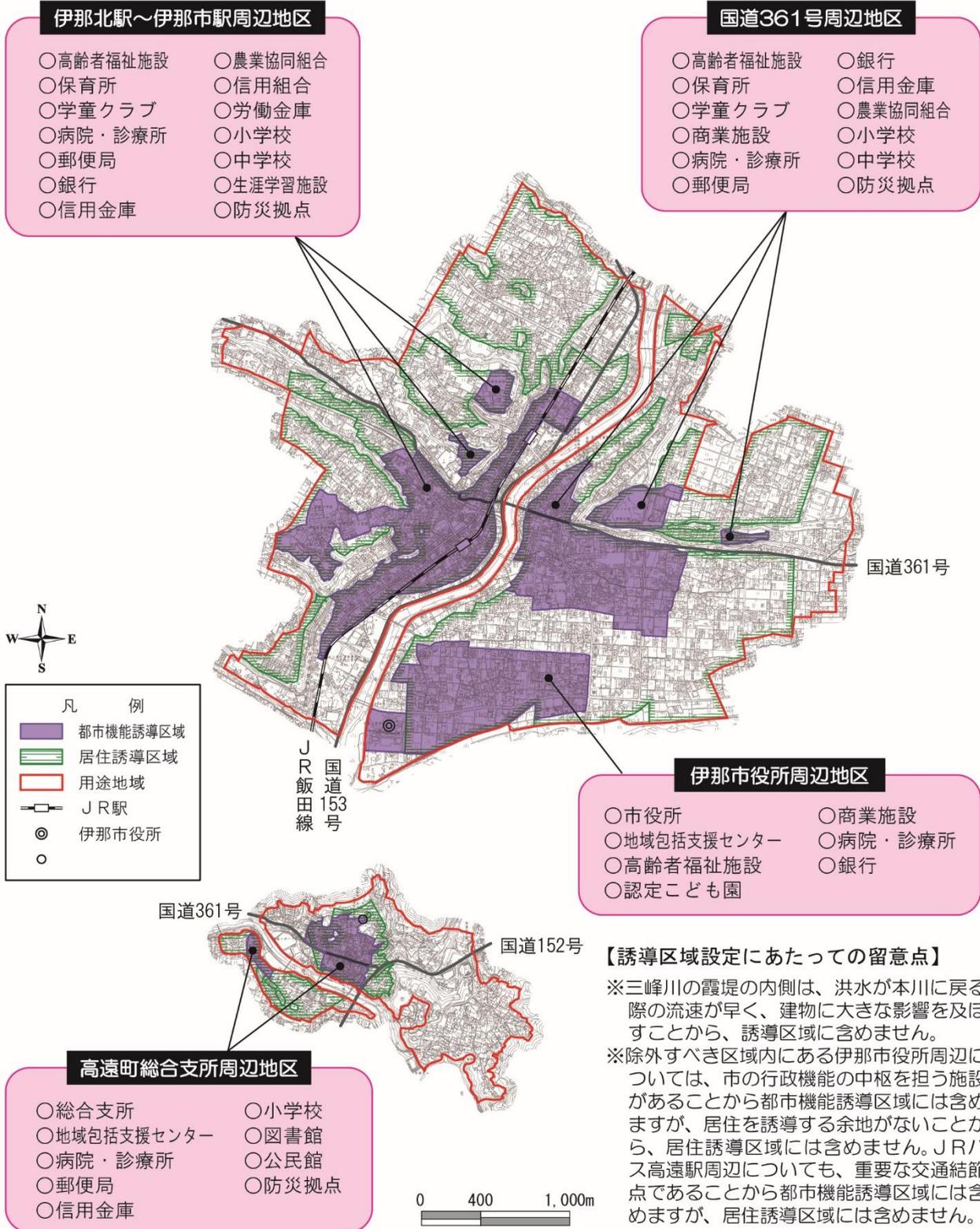
以降から誘導施設の建築、休廃止、一定規模以上の住宅の建築、住宅の建築を目的とした開発等について、届出をお願いします。なお、令和4年（2022年）4月1日～30日までに着工する工事については、速やかに届出書類を提出してください。

裏面をご確認ください

誘導区域と誘導施設

居住誘導区域、都市機能誘導区域及び4つの都市機能誘導区域（伊那北駅～伊那市駅周辺地区、国道361号周辺地区、伊那市役所周辺地区、高遠町総合支所周辺地区）ごとの誘導施設は下図のとおりとなります。

なお、区域の詳細については、[都市整備課窓口にてご確認ください](#)。



【誘導区域設定にあたっての留意点】

※三峰川の霞堤の内側は、洪水が本川に戻る際の流速が早く、建物に大きな影響を及ぼすことから、誘導区域に含めません。

※除外すべき区域内にある伊那市役所周辺については、市の行政機能の中核を担う施設があることから都市機能誘導区域には含めますが、居住を誘導する余地がないことから、居住誘導区域には含めません。JRバス高遠駅周辺についても、重要な交通結節点であることから都市機能誘導区域には含めますが、居住誘導区域には含めません。

【お問い合わせ】 伊那市 建設部 都市整備課 計画係
 〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地
 TEL:0265-78-4111(代表) FAX:0265-78-8100